

仕様書

1 事業名

平成 31 年度 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理委託事業

2 目的

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会及び本年 8 月に開催される本大会を見据えたテストイベントの馬術競技に海外から参加する馬については、過去の大会での事例及び効率性等を踏まえ、馬術競技場に検疫場所を設置し、輸出入検査を行うこととしている。

馬ピロプラズマ病は、我が国で未発生であるが、有効なワクチンや治療法がなく、ダニによって媒介される馬の感染症である。このダニは日本にも分布することから、本病の侵入防止を図り、円滑な馬術競技の実現による 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会及びテストイベントの成功へ寄与するため、馬術競技場のダニの生息調査及び調査結果に基づく駆除を行い、同競技場のダニの清浄性を確保することを目的とする。

3 事業の内容

業務は、次により実施するものとする。業務の実施に当たっては、受託者は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「事業担当部署」という。）と、委託契約後、2 週間以内に、（４）の検討会開催前に打ち合わせを行うこと。

（１）生息調査及び駆除対象範囲の概要

ア 馬事公苑（検疫施設及び馬術競技場）

- 1) 所在地 東京都世田谷区上用賀 2-1-1
- 2) 面積 約 18ha
- 3) 調査対象範囲 公苑内緑地全域（外周緑地、厩舎周辺及び自然林その他必要と判断される場所）（最大 8ha）
- 4) 駆除対象範囲 （２）の調査によりダニの生息が確認された箇所及びその他必要とされる場所（生息調査後の検討会により決定）

イ 海の森公園（クロスカントリー競技会場）

- 1) 所在地 東京都江東区青海 3 丁目
- 2) 面積 約 88ha
- 3) 調査対象範囲 クロスカントリーコース内植林地（最大 12ha）（別紙 1 参照）

- 4) 駆除対象範囲 (2) の調査によりダニの生息が確認された箇所及びその他必要とされる場所 (生息調査後の検討会により決定)

(2) 調査回数及び調査方法

ア 調査回数は4回以上とし、契約締結後から12月頃にかけて行う。ただし、少なくとも2回はテストイベント(8月3日(土)～16日(金))前に行う。

イ 調査方法は、以下の2通りとする。なお、検討会においてその他適切な方法が提示された場合は、この限りでない。

① 草上からの採集

調査地の植生上を白色フランネル布を用いて擦過し、付着するマダニを採集する(フランネル布の旗振り法または旗ずり法)。

② リター層(枯葉枯枝層)からの採集

馬事公苑及び海の森公園の調査地点合計20箇所のリター層を袋に回収の上、恒温器内(25℃)で1ヶ月間観察し、袋上部に集まるマダニを採集する。

ウ 生息調査の実施にあたっては、天候、気温等の気象条件に留意し、ダニの捕獲が困難と考えられる雨天時には原則、調査を行わず、できる限り最適な条件下でダニの生息調査を行うこと。

(3) 駆除回数及び駆除方法

ア ダニの駆除は、調査によりダニの生息が確認された場合に実施し、駆除回数は2回以上とする。

イ 駆除方法は薬剤散布とし、マダニの承認薬剤から選定する。

(4) 検討会の設置

本事業の実施事項の検討及び決定のため、受託者は「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理に係る検討会(以下「検討会」という。)」を設置し、検討会を4回以上(4月、7月、10月、1月を想定。)開催する(電子メール等を活用した電子会議を含む。)ものとする。検討会の委員には、ダニの生態(分布、形態)に関する専門的知識を有する有識者及びダニの駆除に関する専門的知識を有する有識者を2名以上含み、アドバイザーとして事業担当部署の職員を含むものとする。検討会の開催に要する費用(会場借料、謝金、旅費、資料作成費等、一切の経費を含む。)は、受託者が負担すること。また、検討会で用いる資料は、必要に応じて委員及び事業担当部署に相談の上、原則として受託者が作成すること。なお、検討会を構成する有識者の選考に当た

っては、あらかじめ事業担当部署と協議すること。

(5) 平成 31 年度生息調査計画及び駆除計画の策定

受託者は、平成 28 年度に実施したダニの生息調査結果、平成 29 年度及び平成 30 年度に実施した駆除及び駆除効果の測定結果に基づき、具体的な生息調査実施場所、回数、実施時期を含む生息調査計画案を策定すること。また、生息調査の結果ダニが確認された場合の駆除計画案を策定すること。

受託者は、策定した両計画案を第一回の検討会に諮った上で、生息調査計画及び駆除計画を決定すること。生息調査計画及び駆除計画は、検討会の結果を受けて、必要に応じて見直しを行うこと。

(6) 生息調査及び駆除の実施

受託者は、(5) で決定した生息調査計画に基づき、(1) の馬術競技場におけるダニの生息調査を実施すること。生息調査の結果、ダニの生息が確認された場合には、ダニの同定を行うとともに、ダニの駆除時期及び駆除実施場所について検討会に諮った上で、駆除計画に基づきダニの駆除を実施すること。

ダニの生息調査及び駆除の実施に当たっては、受託者は事業担当部署と共に調整を行いながら、事前に(1)の馬術競技場を管轄する地方自治体の関係部局に連絡するとともに、必要な許可がある場合には、それらを取得することとする。また、ダニ駆除に係る薬剤散布に当たっては、受託者は、事業担当部署と調整の上、事前に地方自治体の関係部局及び周辺住民に対して、薬剤散布目的、散布日時及び使用薬剤の種類等について、十分な時間的余裕を持って周知すること。なお、生息調査及び駆除結果は、実施毎に事業担当部署に報告することとする。

4 事業の実施期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 23 日（月）までとする。

5 調査報告書の提出

受託者は、3 の事業内容及び結果を取りまとめの上、調査報告書 30 部及び調査報告書の電子媒体（CD-R）1 部を事業担当部署に、平成 32 年 3 月 23 日（月）までに提出すること。なお、納入する電子媒体については、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

6 事業実績報告書

受託者は、本事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事業実績報告書正副2部を事業担当部署へ提出すること。提出期限は、平成32年3月23日（月）とする。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、事業担当部署及び受託者が協議の上対応することとする。
- (2) 受託者は、業務の進行状況等を随時担当者に報告し、必要な指示を受けること。
- (3) 受託者は、本事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない（公表されている資料に関する情報を除く。）。なお、本事業で入手した知見を学術集会又は学術雑誌等で発表する場合、事前に事業担当部署の了解を得ることとする。
- (4) 本事業の実施に当たり、対象となる経費は、別紙2に掲げるものとする。
- (5) 本事業における人件費の算定に当たっては、別紙3「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知）によるものとする。
- (6) 平成28年度及び平成29年度に実施したダニの生息調査結果については、農林水産省の以下のホームページURLに公表されている。

平成28年度 調査報告書

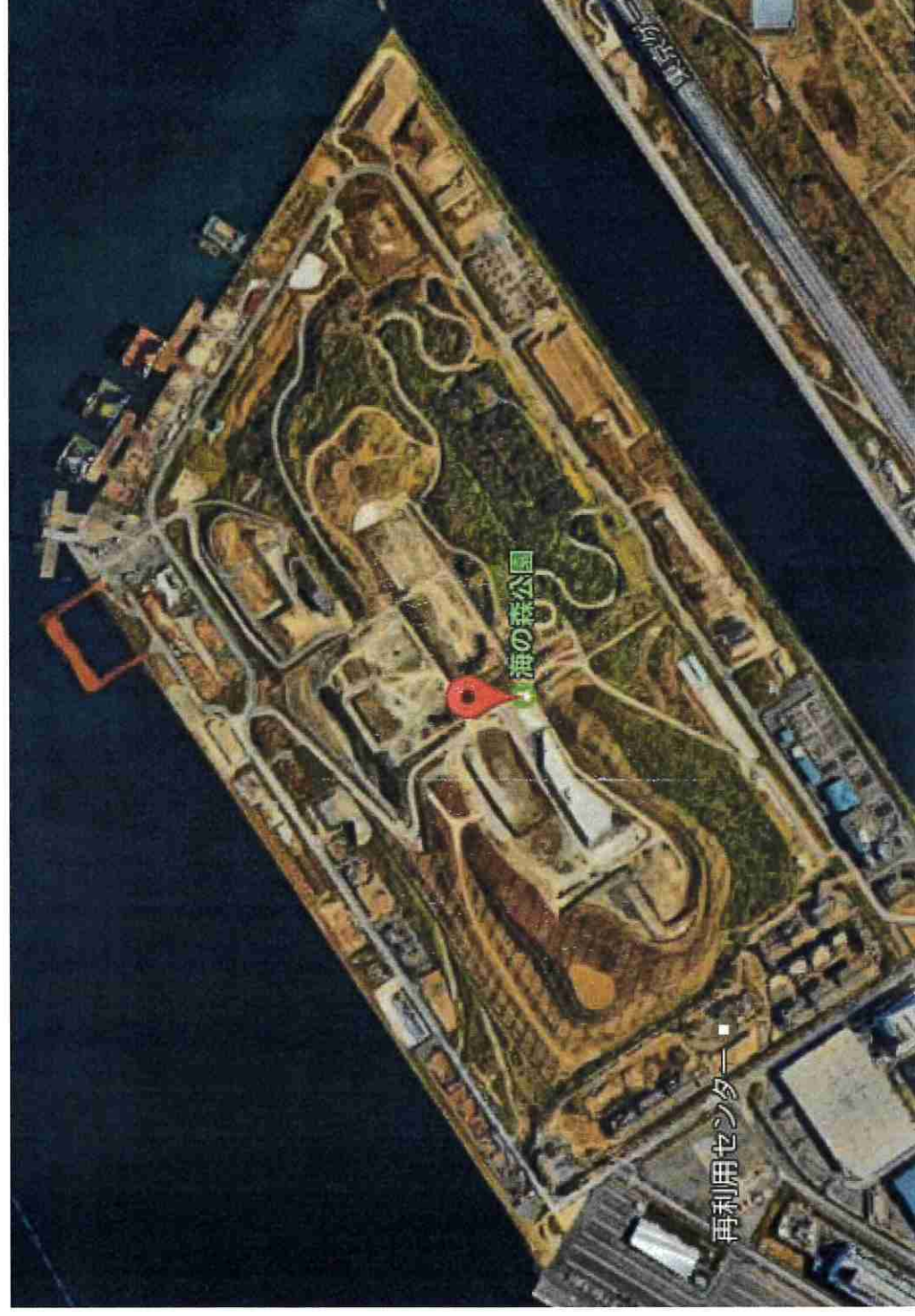
http://www.maff.go.jp/j/budget/yosan_kansi/sikkou/tokutei_keihi/h28itaku/h28ku_seika_ippan/attach/pdf/h28taku_seika_ippan-8.pdf

平成29年度 調査報告書

http://www.maff.go.jp/j/budget/yosan_kansi/sikkou/tokutei_keihi/seika_H29/h29itaku_seika_ippan/attach/pdf/index-34.pdf

なお、平成30年度に実施した生息調査結果については、契約締結後に提示する。

(別紙 1) 海の森公園(クロスカントリー競技会場)



全面積 : 88ha

駆除対象範囲: クロスカントリーコース内植林地全域(植林地部分最大12ha)